

霧島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の制定について

霧島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例を次のように制定する。

平成28年6月3日 提出  
霧島市長 前田終止

霧島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）に基づく認定地域再生計画に記載されている本市の地方活力向上地域内（以下単に「地域活力向上地域内」という。）において、特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者に対し、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定による固定資産税の不均一課税を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方活力向上地域 法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域をいう。
- (2) 特定業務施設 法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設をいう。
- (3) 認定地域再生計画 法第5条第16項の規定により認定された地域再生計画をいう。
- (4) 移転型事業 法第17条の2第1項第1号に掲げる事業をいう。
- (5) 拡充型事業 法第17条の2第1項第2号に掲げる事業をいう。
- (6) 特定業務施設整備計画 法第17条の2第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画をいう。
- (7) 特別償却設備 地域再生法第17条の6の地方公共団体を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第2条第1項に規定する特別償却設備をいう。

(8) 特別償却設備設置者 省令第2条第2号に定める期間内に法第17条の2第3項の規定に基づき特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者であって、当該認定を受けた日から2年を経過する日まで（同日までに当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者をいう。

(9) 認定事業者 法第17条の2第4項に規定する認定事業者をいう。

(固定資産税の不均一課税)

第3条 市長は、特別償却設備設置者が、地方活力向上地域内において、特別償却設備を新設し、又は増設した場合は、当該特別償却設備の家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（省令第1条に規定する公示日以後に取得したものであり、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年内に当該土地に当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合に限る。）に対して課する固定資産税について、不均一課税を行うことができる。

(固定資産税の不均一課税の期間及び税率)

第4条 前条の規定による固定資産税の不均一課税の期間は、前条に規定する家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地に対して新たに固定資産税を課する年度から3年を限度とし、当該固定資産に係る税率は、霧島市税条例（平成17年霧島市条例第71号）第62条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる事業中及び同表の中欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる税率とする。

事業	年度	税率
移転型事業	初年度	100分の0.14
	第2年度	100分の0.35
	第3年度	100分の0.7
拡充型事業	初年度	100分の0.14
	第2年度	100分の0.467
	第3年度	100分の0.933

(不均一課税適用特定業務施設の指定)

第5条 第3条の規定による固定資産税の不均一課税を受けようとする認定事業者は、あらかじめその新設し、又は増設しようとする特定業務施設ごとに市長の指定（以下「指定」という。）を受けなければならない。

2 市長は、指定の際、必要な条件を付することができる。

(報告)

第6条 市長は、指定を受けた特定業務施設の認定事業者に対し、固定資産税の不均一課税を行うために必要な報告を求めることができる。

(指定の取消し)

第7条 市長は、指定を受けた特定業務施設の認定事業者が次の各号のいずれかに該当し

たときは、特定業務施設の指定又は既に行った固定資産税の不均一課税を取り消すことができる。

- (1) 第3条の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 事業の廃止又は休止があったとき。
- (3) 市長に提出した書類に虚偽の記載をしたとき。
- (4) 前条の規定による報告をしなかったとき。
- (5) その他事業の施行方法が不適当であると認められるとき。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(霧島市税条例の一部改正)
- 2 霧島市税条例(平成17年霧島市条例第71号)の一部を次のように改正する。  
第70条の3に次の1号を加える。  
(4) 霧島市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例(平成28年  
霧島市条例第 号)

(提案理由)

地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく認定地域再生計画に記載される本市の地方活力向上地域内において、固定資産を新設又は増設した認定事業者に対して課する固定資産税について、地方税法（昭和25年法律第226号）による不均一課税を行うため、本条例を制定しようとするものである。